

事 務 連 絡

令和3年4月20日

介護サービス事業所等開設者 様

佐賀県国民健康保険団体連合会

情報・介護課長

令和3年4月介護保険制度改正及び介護報酬改定に伴う介護給付費等の
請求について（お知らせ）

このことについて、例年、介護報酬改定の際には、介護給付費等の請求誤りのために返戻となる
ケースが多数発生しております。

つきましては、介護給付費等の請求の前には、必ず、請求明細書の請求内容等(サービス種類・サ
ービスコード)について、御確認いただくようお願いします。

なお、新しいサービスコード表等については、WAM-NET (<http://www.wam.go.jp/>) や本会ホー
ムページで確認することができますので参考にしてください。

《留意事項》

○「令和3年9月30日までの上乗せ分」について

「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象サービスの算定があり、「令和3年9月30
日までの上乗せ分」が算定されていない場合、返戻となりますので御留意ください。

※本会ホームページについては、裏面を参照してください。

担当：情報・介護課介護保険係

電話：0952-26-4302

令和3年度介護報酬改定に伴う介護給付費請求書等関連資料

本会ホームページに掲載しているWAM NETの関連資料を参照してください。

佐賀県国保連合会ホームページ

介護保険関係者の皆様へ

⇒ 介護給付費請求書等の請求について

⇒ 国保連インターフェース【WAM NET】

⇒ 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)令和3年3月31日

《主な関係資料》

I 介護報酬改定関係資料

資料2・・・介護給付費単位数等サービスコード表(令和3年4月施行版)

資料7・・・介護給付費請求書等の記載要領についての一部改正

資料10・・・令和3年9月30日までの上乗せ分の算定対象となる報酬について

III 介護給付費請求書・明細書及びインターフェース関係資料

資料2 介護給付費請求書・明細書様式(一部変更)

資料3 介護給付費請求書・明細書及び給付管理票記載例